令和4年度

姬新線利用促進•活性化同盟会総会

と き:令和4年7月6日(水)午後2時30分~

ところ: 龍野経済交流センター 会議所ホール

姬新線利用促進:活性化同盟会

令和4年度 総会次第

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 役 員 改 選
- 4 会 長 挨 拶
- 5 顧 問 挨 拶
- 6 来 賓 挨 拶
- 7 議 事
 - (1) 議案第1号 令和3年度事業報告について
 - (2) 議案第2号 令和3年度歳入歳出決算報告について
 - (3) 議案第3号 令和4年度事業計画(案) について
 - (4) 議案第4号 令和4年度歳入歳出予算(案) について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

姬新線利用促進·活性化同盟会 会員名簿

(令和4年7月1日現在)

役職名	構成団体	職名	氏 名
会 县	たつの市	市長	山 本 実
副会長	姫 路 市	市長	清元秀泰
副会县	佐 用 町	町長	庵 逧 典 章
理事	たつの市議会	議長	楠明廣(新)
理事	姫路商工会議所	会 頭	齋 木 俊治郎
理事	龍野商工会議所	会 頭	井 上 猛
理事	たつの市商工会	会 長	木 津 眞 人
理事	佐用町商工会	会 長	井口覚
監事	姫路市議会	議長	宮本吉秀(新)
監事	佐 用 町 議 会	議長	小 林 裕 和(新)
顧『	月 兵庫県中播磨県民センター	センター長	法 田 尚 己(新)
顧問	月 兵庫県西播磨県民局	局 長	渡瀬康英

[※] 氏名欄の「(新)」は、構成団体の代表の交代による新会員を表します。

令和3年度 事業報告について

1 要望活動

(1) 要望書提出

- (と き) 令和3年8月
- (要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社
- (要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

(2) 意見交換会

- (とき) 令和3年12月23日(火)午後3時~
- (ところ) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社

(3)要望書提出

- (と き) 令和4年2月
- (要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社
- (要望事項) 姫新線のダイヤ改正に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

- (とき) 令和3年7月16日(金)午後2時30分~
- (ところ) 龍野経済交流センター 会議所ホール
- (議 題) 議案第1号 令和2年度 事業報告について

議案第2号 令和2年度 歳入歳出決算報告について

議案第3号 令和3年度 事業計画(案)について

議案第4号 令和3年度 歳入歳出予算(案)について

(結果) 全議案について、原案どおり承認

(2) 推進会議

(開催回数) 9回

(ところ) 姫路市役所、たつの市役所、佐用町役場等

(内 容) 利用促進活動等について協議・調整、姫新線に関する情報共有

3 利用促進活動

(1) 利用促進PRの実施

ア 広域時刻表の発行

(発行部数) 11,000部

(設置場所) 県(県庁・県民局)及び姫新線沿線市町(市役所・町役場、公民館、 図書館)、沿線高校、観光案内所、宍粟市役所、ウエスト神姫相生営 業所等

イ 太市駅前案内マップの作成

- 太市駅前に看板設置
- ・ 姫新線利用促進・活性化同盟会ホームページにて公開

ウ 同盟会主催イベントの開催

<姫新線沿線魅力発見フォトコンテスト>

応募期間:令和3年9月1日(水)~令和3年12月31日(金)

<栗ひろい&宿場町散策バスツアー>

開催日:令和3年10月2日(土)

<姫新線でGo!わくわく工作体験&金出地ダム探検>

開催日:令和4年1月15日(土) **<姫新線に乗って西播磨の山城へG。>**

開催日:令和4年3月5日(土)

(2) 各駅乗降調査の実施

(実施日) 令和3年11月18日(木)始発~終電

(実施場所) 姫路駅を除く沿線12駅

(3) 地域活動への助成

オータムフェスティバルin龍野実行委員会

令和3年度 歳入歳出決算報告について

歳 入5,019,941円歳 出2,848,854円差 引2,171,087円

1 歳 入 _____(単位:円)

700 / C								
事項	予算額	収入済額	過不足額	説明				
市町負担金	1,700,000	1,700,000	0	姫路市 663,000 たつの市 648,000 佐用町 389,000				
県 負 担 金	1,800,000	1,800,000	0	中播磨県民センター 900,000 西播磨県民局 900,000				
前年度繰越金	1,385,033	1,385,033	0	前年度繰越金				
諸収入	14,967	134,908	119,941	預金利息 27 栗ひろい&宿場町散策ツアー参加費 26,000 全国鉄道整備促進協議会補助金 108,881				
合 計	4,900,000	5,019,941	119,941					

2 歳 出 _____(単位:円)

	事項	予算額	支出済額	不 用 額	説明
4	議費	30,000	28,242	1,758	
	会議費	30,000	28,242	1,758	総会会場使用料等
틖	事 務 費	115,000	68,506	46,494	
	需 用 費	100,000	58,840	41,160	事務用品等
	通信運搬費	15,000	9,666	5,334	郵券料等
Ħ	事 業 費	4,745,000	2,752,106	1,992,894	
	要望活動費	10,000	0	10,000	
	利用促進費	4,735,000	2,752,106	1,982,894	各種イベント 乗降調査委託料 等
3	予 備 費	10,000	0	10,000	
	予備費	10,000	0	10,000	
	合 計	4,900,000	2,848,854	2,051,146	

監査報告書

令和4年6月1日

姫新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 佐用町議会 議長 1/1 14 1/4 1/4

令和3年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標配の監査を行ったので、下配のとおり報告します。

記

- 1 実施日時令和4年6月1日(水)午前10時~
- 場所
 たつの市役所
- 3 所見 令和3年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

監 査 報 告 書

令和4年6月20日

短新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 姫路市職会 職長 宮本 吉舎

令和3年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和4年6月20日(月)午前10時~
- 2 場所 姫路市役所
- 3 所見

令和3年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

令和4年度 事業計画(案)について

1 要望活動

(1)要望書提出

(と き) 令和4年6月21日(火)、30日(木)

(要望先) 国土交通大臣、国土交通省

(要望事項) JRローカル線の維持存続及び利便性向上に係る要望

(2) 要望会開催

(と き) 令和4年8月下旬(予定)

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

(と き) 令和4年7月6日(水)

(ところ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(議 題) 議案第1号 令和3年度 事業報告について

議案第2号 令和3年度 歳入歳出決算報告について

議案第3号 令和4年度 事業計画(案)について

議案第4号 令和4年度 歳入歳出予算(案)について

(2) 推進会議

毎月1回、姫路市役所、たつの市役所、佐用町役場等で開催

3 利用促進活動

(1) 利便性向上PRの実施

同盟会ホームページをはじめとした各種広報媒体により、沿線住民や観光客に姫新線の利便性を幅広くPRし、利用促進と姫新線の認知度の向上を図る。

(2) 同盟会イベントの開催

同盟会が主催となり、姫新線を活用したイベントを企画・実施し、姫新線の魅力を発信する。

(3) 各種イベント事業への積極的な参加

沿線地域で開催される各種イベントと連携・協力し、姫新線を利用した参加を呼び掛け、利用促進につなげる。

(4) 各駅乗降調査の実施

今後の利用促進活動に役立てるため、沿線各駅(姫路駅を除く。)で乗降調査を 実施する。

参考: 構成団体により実施されている事業

- 新たに姫新線で通勤・通学する者に対する駐車場、駐輪場料金の助成
- 団体で姫新線を利用する者に対する切符の支給
- 大学生等に対する通学定期券購入費の助成
- パーク&ライドのための駐車場・駐輪場の整備及び管理
- 〇 駅舎及び駅前広場の整備及び管理
- コミュニティバス、デマンド交通等2次交通の運行

令和4年度 歳入歳出予算(案)について

1 歳 入 (単位:円)

事項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明				
市町負担金	1,600,000	1,700,000	▲ 100,000	姫路市 581,000 たつの市 631,000 佐用町 388,000				
県 負 担 金	1,200,000	1,800,000	▲ 600,000	中播磨県民センター 600,000 西播磨県民局 600,000				
前年度繰越金	2,171,087	1,385,033	786,054	前年度繰越金				
諸収入	8,913	14,967	▲ 6,054	イベント参加料 預金利息				
合 計	4,980,000	4,900,000	80,000					

2 歳 出 (単位:円)

事項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明
会 議 費	30,000	30,000	0	
会 議 費	30,000	30,000	0	会場使用料等
事 務 費	70,000	115,000	▲ 45,000	
需 用 費	60,000	100,000	▲ 40,000	事務用品等
通信運搬費	10,000	15,000	▲ 5,000	郵券料
事業費	4,870,000	4,745,000	125,000	
要望活動費	110,000	10,000	100,000	JR等への要望活動
利用促進費	4,760,000	4,735,000	25,000	各種利用促進活動
予備費	10,000	10,000	0	
予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	4,980,000	4,900,000	80,000	

市町負担金の内訳 (単位:円)

市町名			本	年	度	前	年	度	増	減	額			
姫	B	各	市	581,000		581,000 663,000		581,000		663,000			A 82,000	
た	つ	の	市	631,000				648,	000	▲ 17,000		,000		
佐	F	用町		388,000		388,000		388,000		389,	000		1	,000
合 計				1,600	,000		1,700,	000		▲ 100	,000			

県負担金の内訳(単位:円)

市町名	本 年 度	前 年 度	増 減 額
中播磨県民センター	600,000	900,000	▲ 300,000
西播磨県民局	600,000	900,000	▲ 300,000
合 計	1,200,000	1,800,000	▲ 600,000

姬新線利用促進·活性化同盟会規約

(目的)

第1条 この会は、姫新線姫路上月駅間における年間300万人乗車を目標とする利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿線の活性化を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等の PR活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を 達成するために必要な事業
 - (2) より安全で快適な輸送環境(駅舎、軌道及び車両等の施設・設備)を 確保するために必要な事業
 - (3) より便利で効率的な輸送環境(増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運 行形態)を確保するために必要な事業
 - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって 構成する。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監事 若干名

(役員の選任方法及び任期)

- 第6条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、この会の経理を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

- 第9条 この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長 の決するところによる。

(庶務)

第10条 この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決による。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

この規約は、平成2年8月7日から施行する。 附 則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この規約は、平成22年7月8日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。